



東日本ユニオンにいがた

http://niigatachihon.yukigesho.com/

JR東日本労働組合新潟地方本部

2026年4月25日発行

第49号(通巻第409号)

発行者: 星山 圭 編集者: 組織部

新入社員のみなさん! 入社おめでとうございます!

初めての仕事や職場に対する不安や悩みはありませんか?

私たちJR東日本労働組合(東日本ユニオン)に気軽に相談してください!



東日本ユニオンで私たちとともに働きやすい職場を創りましょう!

申16号・白新線新潟貨物ターミナル駅構内で軌陸車が未承認区間に侵入し貨物列車と衝突したことに対する緊急申し入れ

働く全社員の命を守るために 事象の要因と対策を求める

新潟地本は4月21日、申16号・白新線新潟貨物ターミナル駅構内で軌陸車が未承認区間に侵入し貨物列車と衝突したことに対する緊急申し入れを提出しました。

4月15日1時10分頃、白新線・新潟貨物ターミナル駅構内において、作業用軌陸車と貨物列車が衝突し、作業員5名と貨物列車の運転士1名が受傷する鉄道人身傷害事故が発生しました。

速報によれば発生箇所は線路閉鎖の範囲外であり、軌陸車が線路閉鎖未承認区間に侵入したことで発生したことが明らかにされています。

また工事にあたり、線路閉鎖工事申込書の線路閉鎖区間と実際の工事施工箇所が異なり、工事施工箇所が線路閉鎖区間となっていたにもかかわらず、明らかとなつていっています。

会社側はJR社員、パートナー会社を対象に緊急対策を行うとしています。今回の事象は「命に関



わる重大な事態」であり、JRグループで働く全社員の命を守り、二度と死傷事故に繋がる事象を発生させないためには、背後要因を含めた原因究明と具

体的な対策が不可欠です。新潟地本は、JRグループで働く全社員の命を守るために早急に労使での議論が必要であるとの認識から、4月21日、申16号・白新線新潟貨物ターミナル駅構内で軌陸車が未承認区間に侵入し貨物列車と衝突したことに対する緊急申し入れを提出しました。

■申16号 申し入れ項目

1. 本事象が発生した原因を明らかにすること。
2. 原因に至った全ての要因を明らかにすること。
3. 本事象の対策及び同種事象を発生させないための再発防止対策を明らかにすること。

夏季手当0.6ヶ月分の追加支給を求める

中央本部は4月21日に申42号として、2026年度夏季手当に追加支給を求める申し入れを提出しました。

2026年度夏季手当に「役割遂行賃金の0.6ヶ月分」の追加支給を求めました。

中央本部は2026年度夏季手当について、3月12日に行った団体交渉で経営側より「基準額は役割遂行賃金の2.9ヶ月分」とする回答を受けました。

月数は昨年度の2.8ヶ月分を0.1ヶ月上回ったものの、これまで「基準内賃金」だった算定基礎額が

「役割遂行賃金」とされたことで、支給額が昨年度を下回る社員を生み出す結果となつていいます。

東日本ユニオンは、これまでの都市手当・扶養手当に相当する住宅等手当(地域額)、扶養する者1人につき一律2万0000円等を基礎額に加えるよう

定年退職まで安心して働ける 労働環境を実現するために 全組合員で取り組もう!

新潟支部第12回定期委員会



3月28日、万代市民会館において、70名を超える組合員の参加のもと「新潟支部第12回定期委員会」を開催しました。

発言では、「人事・賃金制度等の見直し」に対する基

本要求や、2026春闘要求の実現に向けた各分会での取組みと、そこで得た成果や課題など様々な意見が出され、引き続き定年退職まで安心して働ける労働環境実現に向けて、取組みを前進させる決意を新たにしました。

また、職場で起きている安全を脅かす事象、防災の発生についても発言があり、チェック機能の重要性や、労働組合としてしっかりと「安全」に向き合っていくことの必要性を、参加者全員で確認することができました。

その後の懇親会にも多くの組合員が集まり、大いに盛り上がりました。

(新潟支部投稿)

求めてきました。

生活に関わる手当が算定基礎から外されたことにより、社員にとっては生活設計の見直しを余儀なくされるなど、生活水準の切り下げにつながります。

期末手当は社員にとつて、住宅ローン返済や教育費、日常の生計費など、生活を支える生計費となつている実態を重く受け止めるべきです。

経営側は「過去最高の平均支給額」だとしています

が、東日本ユニオンの試算によれば、主務職以上の社員の平均支給額が約120万円であるのに対し主任職以下では約104万円であり、マネジメント手当が平均支給額を大きく引き上げていることが浮彫りになりました。

多くの社員は平均支給額の109万3200円に届かないのが実態です。

「変革2027」により社員一人ひとりの業務負担が増大し、社員の希望に沿わない異動による単身赴任や長距離、長時間通勤の常態化、要員不足などと相まって心身ともに疲弊しています。

社員の犠牲と引き換え

■本部申42号 要求項目

1. 2026年度夏季手当に全社員一律「役割遂行賃金の0.6ヶ月分」を追加支給すること。
2. 2026年度夏季手当における追加支給の支払日は2026年6月26日(金)とすること。